

一般社団法人 さつま出水青年会議所定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人さつま出水青年会議所
(英文名 **Junior Chamber International Satsumaizumi**) と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所（以下「事務局」という。）を鹿児島県出水市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、地域社会と国家の健全な発展を目指し、会員相互の信頼のもと、資質の向上と啓発に努めるとともに、国際的理解を深め、もって世界の繁栄と平和に寄与し、明るい豊かな社会を実現させることを目的とする。

(運営の原則)

第4条 当法人は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 当法人は、これを特定の政党及び宗派のために利用しない。

(事業)

第5条 当法人は、第3条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- (2) 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- (3) 障害者若しくは生活困窮者又は事故、災害若しくは犯罪による被害者の支援を目的とする事業
- (4) 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- (5) 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- (6) 公衆衛生の向上を目的とする事業
- (7) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (8) 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- (9) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性

を涵養することを目的とする事業

- (10) 犯罪の防止又は治安の維持を目的とする事業
- (11) 事故又は災害の防止を目的とする事業
- (12) 人種、性別その他の事由による不当な差別又は偏見の防止及び根絶を目的とする事業
- (13) 思想及び良心の自由、信教の自由又は表現の自由の尊重又は擁護を目的とする事業
- (14) 男女共同参画社会の形成その他のより良い社会の形成の推進を目的とする事業
- (15) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- (16) 地球環境の保全又は自然環境の保護及び整備を目的とする事業
- (17) 国土の利用、整備又は保全を目的とする事業
- (18) 国政の健全な運営の確保に資することを目的とする事業
- (19) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (20) 公正かつ自由な経済活動の機会の確保及び促進並びにその活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- (21) 国民生活に不可欠な物資、エネルギー等の安定供給の確保を目的とする事業
- (22) 一般消費者の利益の擁護又は増進を目的とする事業
- (23) 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの
2 前項に定めるほか、公益目的事業の推進に資するため必要に応じ次の事業を行う。
- (24) 会員の指導力啓発の知識及び教養の習得及び向上並びに能力の開発に利する事業
- (25) 国際青年会議所、日本青年会議所その他の国内及び国外の青年会議所並びにその他の諸団体と提携し、相互の理解と親善を増進する事業
- (26) その他目的達成に必要な事業
3 前項の事業については鹿児島県で行うものとする。

第3章 会 員

(法人の構成員)

第6条 当法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 名誉会員
- (4) 賛助会員
2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(以下「法人法」という。)上の社員とする。

(正会員)

第7条 出水市及びその周辺地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、当法人の目的に賛同して入会したものを正会員とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度の途中で40歳に達した正会員は、当該年度が終了するまでの間は、なお正会員としての資格を有するものとする。

3 既に他の青年会議所の正会員である者は、当法人の正会員になることはできない。

(特別会員)

第8条 年度の途中で40歳に達した後、当該年度が終了するまで正会員として活動した者で、本人からの申し入れに基づき、理事会で承認されたものを特別会員とする。

(名誉会員)

第9条 当法人に功労のあった者で、理事会の議決を経て、総会で承認されたものを名誉会員とする。

(賛助会員)

第10条 当法人の目的に賛同し、当法人の発展を支援するため入会した個人又は法人その他の団体を賛助会員とする。

(会員の資格の取得)

第11条 正会員及び賛助会員となろうとする者は、理事会が別に定める入会届を理事会に提出し、その承認を受けなければならない。

(権利)

第12条 会員は、この定款に定める者のほか、当法人のすべての事業に参加する権利を平等に有する。

(義務)

第13条 会員は、この定款その他当法人の規則を遵守し、当法人の目的達成に必要な義務を負うものとする。

(経費の負担)

第14条 正会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会におい

て別に定める正会員になった時の経費（以下「入会金」という。）及び毎年の経費（以下「会費」という。）について支払う義務を負う。

- 2 前項の経費の支払方法は、理事会で別に定める。
- 3 特別会員、名誉会員及び賛助会員の経費の負担及び支払方法については、理事会で別に定める。
- 4 会員が既に納入した経費は返還しない。

（休会）

第15条 やむを得ない理由により長期間当法人の事業活動に参加できない会員は、理事会の承認を得て、休会することができる。

- 2 休会している期間にかかる会費については、これを免除しない。

（退会）

第16条 会員は、理事会において別に定める退会届を理事会に提出することにより、退会することができる。ただし、退会しようとする年度の会費は、納入しなければならない。

（除名）

第17条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合は、除名の決議を行う総会の1週間前までに当該会員に対してその旨を通知し、かつ、当該総会において当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）

第18条 会員は、前2条の場合のほか、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第14条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 総会員の同意

第4章 役員

(役員)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事長1名
- (2) 副理事長2名以上
- (3) 専務理事1名
- (4) 理事(前各号の役員を含む)6名以上
- (5) 監事2名以上

(役員を選任)

第20条 役員は、理事長を除き、総会の決議によりこれを選任する。

- 2 理事長は、総会において選出された理事長候補者について、理事会の決議により選任する。
- 3 監事は、当法人の理事若しくは使用人を兼任することができない。
- 4 その他役員を選任に関して必要な事項は、規則に定める。

(理事の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法人法上の代表理事とし、当法人を代表し、業務を総括する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐し、事務局を総括する。
- 5 その他理事は、当法人の業務を分担執行する。
- 6 理事長又は理事は、毎事業年度毎に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 前第2項から第5項までの理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、次の職務及び権限を有する。

- (1) 理事の職務の執行の監査
- (2) 理事及び使用人に対する事業の報告請求及び調査権
- (3) 理事会への出席義務及び必要がある場合の意見陳述
- (4) 法人法第101条に定める意見陳述、理事会招集の請求及び理事会の招集権
- (5) 監査報告書の作成

(6) その他法令に定める事項

(役員任期)

- 第23条 理事の任期は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 3 理事及び監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときには、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
 - 4 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の残任期間とし、増員により選任された理事及び監事の任期は、当該年度の残任期間とする。

(役員辞任及び解任)

- 第24条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。
- 2 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(直前理事長等の職務)

- 第25条 当法人に直前理事長及び顧問（以下「直前理事長等」という。）を置くことができる。
- 2 直前理事長は、前年度の理事長があたり、理事長経験を生かし、当法人の業務の執行について必要な指導及び助言を行う。
 - 3 顧問は、第20条第1項の規定を準用し、理事長の諮問に答え、又は意見を述べることができる。
 - 4 直前理事長等の任期、辞任及び解任は、第23条及び第24条を準用する。

(役員報酬)

- 第26条 役員に対する報酬は、これを支給しない。

第5章 総会

(構成)

- 第27条 総会は、正会員をもって構成する。
- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第28条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 理事長候補者の選出
- (3) 定款の変更
- (4) 事業計画及び収支予算の決定並びに変更
- (5) 事業報告及び会計報告の承認
- (6) 次に掲げる規則の制定、変更及び廃止
 - ① 役員選任の方法に関する規則
 - ② 会員資格に関する規則
 - ③ 会費及び入会金に関する規則
- (7) 会員の除名
- (8) 理事及び監事を選任又は解任
- (9) 解散及び残余財産の処分
- (10) 理事会が付議する事項
- (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第29条 総会は、通常総会として毎年度1月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

- 2 前項の通常総会をもって法人法上の定時社員総会とする。

(招集)

第30条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 招集は、次の事項を記載した書面又は電磁的方法により開催2週間前までに通知しなければならない。
 - (1) 開催日時及び場所
 - (2) 目的たる事項及び内容

(招集の請求)

第31条 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

- 2 前項による請求があった場合、理事長は請求を受理した日から30日以内に総

会を招集しなくてはならない。

(議長)

第32条 総会の議長は、当該総会において正会員の中から選出する。

(議決権)

第33条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第34条 総会の決議は、総正会員（休会中の正会員を除く。）の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項に関わらず次の事項の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の3分の2以上をもって行う。

(1) 定款の変更

(2) 会員の除名

(3) 理事及び監事の解任

(4) 解散

(5) 会員の入会金及び会費

(6) その他法令で定められた事項

3 前2項による決議が賛否同数の場合は、議長の決するところによる。

(書面及び電磁的方法による議決権の行使)

第35条 書面及び電磁的方法による議決権の行使は、総会開始日時までに、議決権行使書面に記載し、理事長に届けて行う。

2 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

第6章 正副理事長会

(構成)

第36条 当法人に正副理事長会を置く。

2 正副理事長会は、理事長、直前理事長、副理事長及び専務理事をもって構成する。

3 前項のほかに、事務局又は財務担当の専任局長を置く場合には、出席義務を有す。

- 4 監事は、理事長の要請により出席することができる。

(権限)

第37条 正副理事長会議は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の運営全般に関する協議
- (2) 総会及び理事会に付議する事項の協議
- (3) その他理事長が必要と認める事項に関する協議

(招集)

第38条 正副理事長会議は、理事長が必要と認めるときに随時招集する。

第7章 理事会

(構成)

第39条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときには、意見を述べることができる。
- 4 直前理事長等は、理事会に出席し、意見を述べるすることができる。

(権限)

第40条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
 - (2) 補正予算書の承認
 - (3) 総会の開催日時、場所及び付議事項の決定
 - (4) 理事長の選任及び解任
 - (5) 理事の職務の執行の監督
 - (7) 緊急を要する事項
 - (8) 正会員の所属委員会
 - (9) その他理事が必要と認める事項
- 2 前項第2号及び第7号を決議した場合には、決議した理事会から直近の総会において報告し、事後承認を受けなければならない。

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長以外の理事のうち2名以上の同意があれば理事長に代わって理事会を招集できる。

- 2 招集は、開催1週間前までに通知しなければならない。ただし、理事会の構成員全員の同意がある場合にはこの手続を省略して開催できる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長若しくは理事長が指名した者がこれにあたる。

(決議)

第43条 理事会の議決は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 監事、直前理事長等は、決議権を有しない。
- 3 前項の規定に関わらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは無効とする。

第8章 例会及び委員会

(例会)

第44条 当法人は、毎月1回以上例会を開催する。

- 2 例会は、会員をもって構成する。このうち正会員は、出席義務を有す。
- 3 例会の運営については、理事会の決議による。

(委員会)

第45条 当法人は、目的達成に必要な事項を調査及びし、業務の分担執行を担う委員会を置く。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長及び副委員長は、正会員のうちから理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 正会員は、理事長、副理事長、専務理事、監事、直前理事長等を除き、原則として全員がいずれかの委員会に所属しなくてはならない。

第9章 議事録

(記載事項)

第46条 総会及び理事会においては、次の事項を記載した議事録を書面又は電磁的方法

により作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 正会員又は理事の現在数
- (3) 総会にあってはその総会に出席した正会員の数、理事会にあってはその理事会に出席した者の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) その他法令で定められた事項

(記名及び押印)

第47条 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2名が記名押印する。

- 2 電磁的方法により作成された議事録の場合、前2項に定める記名押印すべき者は、議事録を確認する旨を記載した内容を電磁的方法で通知することにより記名押印をしたこととみなす。

(議事録の作成)

第48条 議事録の作成は、総会にあっては議長、理事会にあっては理事長が議事録作成人の指名を行う。

- 2 議事録作成人は、第46条の定めにより議事録を作成し、当該総会及び理事会終了後の直近の理事会に当該議事録を提出しなければならない。

(議事録の承認)

第49条 議事録の承認は、理事会の出席者が議事録の内容及び第47条に定める記名押印を確認することにより行う。

- 2 前項に関わらず、議事録に疑義があるものは、当該理事会の終了までに理事長へ申し出なければならない。
- 3 前項により疑義の申し出があった場合、理事長は直ちに理事会の議決事項として上程しなければならない。

(議事録の保管)

第50条 議事録の保管は、当該総会及び理事会の日から10年間、事務局に保管しなければならない。

(議事録の閲覧及び写しの請求)

- 第51条 会員及び債権者は、業務時間内においていつでも議事録の閲覧及び写しの請求をすることができる。
- 2 前項により議事録の閲覧及び写しの請求を行う会員以外のものは、住所、職、氏名及び当該事由を記載した書面又は電磁的方法により請求しなければならない。
 - 3 前項の請求が正当なものであると認められる場合には、直ちにこれを認めなければならない。

第10章 事業計画、資産、会計等

(事業年度)

第52条 当法人の事業年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(資産の構成)

第53条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会員の入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第54条 資産は、理事長が管理し、その方法は理事長が理事会の決議を経て定める。

- 2 資産は、会員、特定の法人、個人及びその他団体へ分配しない。

(会計区分)

第55条 当法人の会計は、事業年度ごとに一般会計及び特別会計に区分して処理する。

- 2 一般会計は、通常の業務遂行に関する収支を経理する。
- 3 特別会計は、一般会計で処理するには不相当と認められる大規模又は設立周年記念事業等の特殊事業に関する収支を経理する。
- 4 会計の処理は、法令及び行政庁の指導に従い、一般に公正妥当と認められる会計の慣例で行う。

(事業計画及び収支予算)

第56条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、前年度12月理事会の日の前日までに理事長が作成し、前年度12月理事会の決議を得て1月の通常総会の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、総会の日までに予算執行の必要がある場合には、前年度の予算に準じて総会までの収入及び支出することができる。
- 3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第57条 当法人の事業報告及び収支決算については、毎年度終了後、当該年度の理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の決議を受けて通常総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 財産目録

第11章 管理及び公告

(事務局)

第58条 当法人の事務処理は、事務局で行う。

- 2 事務局には、事務局又は財務担当の理事(以下「事務局長等」という。)を置くことができる。事務局長等は、第20条により選任し、理事長以外の理事を兼務することができる。
- 3 前項の他に会員以外のものから事務局員として使用人を雇用することができる。
- 4 前項により雇用する事務局員の選任及び勤務規定は理事会で定める。

(備付け帳簿及び書類)

第59条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を指定された期間備えておかなければならない。

- (1) 設立及び登記に関する書類 永年保存
- (2) 定款その他諸規則 永年保存
- (3) 会員名簿及び会員の異動に関する書類 永年保存
- (4) 第53条から第57条に伴う書類 5年間
- (5) 総会及び理事会資料並びに議事録 5年間

(情報公開)

第60条 当法人は、公益目的事業を行う法人として、その活動内容、運営状況、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報保護)

第61条 当法人は、法令で定めるところにより、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

(公告)

第62条 当法人の公告は、電子公告により行う。

第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第63条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第64条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第65条 前条により清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

(清算人)

第66条 当法人の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

(解散後の会費の徴収)

第67条 当法人は、法令で定める場合を除き、解散後においても清算完了日までは総会の議決を経てその債務を弁済するために必要な限度内の会費を、解散の日現在の会員より徴収することができる。

第13章 規則

(規則)

第68条 この定款の他に、必要な事項については、別に規則を定める。

2 前項の規則は、総会の決議による。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定に関わらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。